

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H26・8・21 第135回総会; 飯山市・東御市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 総務省 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 総務部 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	3 軽油引取税に係る課税免除措置の再延長について		
提案市	飯山市、小諸市、東御市		
提案要旨	<p>平成30年3月31日に適用期限が到来する、軽油引取税に係る課税免除措置について、地域の産業や雇用を守るために、再延長することを要望する。</p>		
提案理由	<p>この措置は、法令に定められた特定の用途について軽油引取税（1リットル当たり32円10銭）が免除されるものであり、平成27年度の税制改正において平成30年3月31日まで適用期限が延長されている。</p> <p>索道事業者ではスキー場ゲレンデ整備車、除雪機等に使用する軽油について免除措置を受けていますが、スキー場の安定経営は地域の観光、雇用、経済面で波及効果が高く、経営維持のため免除措置の延長を要望する。</p> <p>また、農業においても、担い手への農地集積を国策として進めている中で、燃料費の高騰、消費税率の引上げによる生産資材費の上昇に加え、農産物価格の低迷により、大変厳しい経営状況が続いている。農地を耕すためのトラクター、収穫のコンバイン等の燃料である軽油の減免がなくなることは経営をさらに圧迫するため、免除措置の延長が必要である。</p>		
現況及び課題等	<p>飯山市ではスキー場利用者がピーク時の3割を下回り、索道事業者の自助努力による経費の削減も限界に達する中、広大なゲレンデを有する索道事業者がシーズン中に使用する軽油の使用量は膨大であり、制度が廃止されるとスキー場の経営を圧迫する要因のひとつとなりうる。農業においては、平成27年度に減免措置を受けた農業者が11名いるが、農産物価格の低迷や生産資材費の上昇等で経営が圧迫されている。</p>		
関係法令	地方税法附則第12条の2の7		